

住民監査請求監査結果

第1 請求の受理

平成24年9月18日に請求人から地方自治法(以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求(高監委第252号。以下「本件請求」という。)は、同条所定の監査を行うための要件を満たしていないため、同月25日付高監委第268号「高槻市職員措置請求書の補正について」により補正を求め、同年10月10日に請求人から補正書が提出された。これにより形式上の要件を具備したと認め、同年9月18日付で受理した。

第2 請求の要旨及び理由

監査に当たり、請求書及び補正書の記載事項、事実証明並びに請求人の陳述から請求の要旨、理由を次のように解した。

1 請求の要旨

高槻市長、高槻市教育委員会、高槻市自動車運送事業管理者及び高槻市水道事業管理者に対し次の措置をとるよう求める。

規則、要綱、規程、規約の類(以下「要綱等」という。)で定められた委員会等は、実質的な附属機関であるのに条例で定められておらず、違法不当な組織である。また、「附属機関に関する条例」で規定する附属機関は、条例において、構成員の資格等についての規定がなく不十分なものであり違法不当な組織である。

よって、これら組織に係る公金の支出は、高槻市(以下「市」という。)の損害であることから、謝礼等の支給を受けた者に対し不当利得返還請求をすること、当該公金の支出命令書の決裁権者、開催等の決裁文書の決裁権者、要綱等の決裁文書の決裁権者、これら決裁権者を管理監督する立場にあった職員、市長個人、教育委員、自動車運送事業管理者個人及び水道事業管理者個人それぞれに対し損害賠償請求すること、今後開催される予定の組織についてはその公金の支出を差し止めることをそれぞれ勧告し、これら公金の支出が違法であることの確認を求める。

2 請求の理由

- (1) 自治法第138条の4第3項は「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と定め、同第202条の3第1項は、「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする」と定めているところ、実質的に附属機関である下記の委員会等（以下「本件委員会等」という。）は、要綱等で定められ、条例に根拠がなく違法不当な組織である。

記

高槻市事業公開評価会、（仮称）安満遺跡芝生公園整備構想検討会、（仮称）安満遺跡芝生公園市民ワークショップ、高槻市営バス営業所売上金不明事案特別調査員、高槻市特別顧問、高槻市交通部に関する特別改革検討員、高槻市建設事業再評価委員会、高槻ブランド推進会議、高槻市行財政改革懇話会、高槻市指定管理者選定委員会、高槻市地域情報化推進市民会議、高槻市入札等監視委員会、高槻市市民協働のまちづくり事業選考委員会、高槻市老人ホーム入所判定委員会、高槻市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会、高槻市立障害者福祉センター運営協議会、地域包括支援センター運営協議会、健康たかつき21推進会議、高槻市小児慢性特定疾患対策協議会、高槻市予防接種運営委員会、高槻市予防接種健康被害調査委員会、高槻市地域子育て支援拠点事業ひろば型運営団体選考委員会、高槻市地域新エネルギービジョン策定委員会、高槻市地球温暖化対策実行計画協議会、高槻市採石等公害防止対策協議会、高槻市障害児就学指導委員会、高槻市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

また、自治法第202条の3第2項は「附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする」と規定し、同第203条の2第4項は「報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」と規定しているところ、本件委員会等の委員等に対する謝礼等は、条例で定めずに支給され、あるいは支給されようとしていること

からこれらの条項に反し違法である。

- (2) 高槻市町名地番改正調査委員会、高槻市特別職報酬等審議会、高槻市公営企業審議会、高槻市産業振興審議会、高槻市医療問題審議会及び高槻市幼稚園問題審議会（以下「本件附属機関」という。）は、「附属機関に関する条例」でその名称及び担当事務の概要のみを定め、構成員の資格、選定基準、任期、報酬及び守秘義務並びに審査、審議、答申、報告等の方法、庶務担当部署等についての規定がなく不十分なものであるから違法不当な組織である。
- (3) よって、これら組織の構成員に支給された謝礼、報酬、交通費及び費用弁償等（以下「謝礼金等」という。）並びにこれら組織に係る職員の人件費、資料費、備品費、設営費、会場費、委託費及びその他の経費（以下「資料費等」という。）は市の損害である。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

住民監査請求は、当該財務会計行為（公金の支出）のあった日から1年を経過したものについては、「正当な理由」がある場合を除き、住民監査請求の対象とはならない（自治法第242条第2項）ところ、本件請求は、請求人において同項ただし書の「正当な理由」についての疎明がないことから、本件請求に係る公金支出（以下「本件公金支出」という。）のうち平成23年9月18日から本件請求に係る監査時（以下「監査対象期間」という。）までに支出されたもの及び今後、本件公金支出が見込まれる本件委員会等についての附属機関の該当性の有無及び本件附属機関の違法不当性の有無を監査の対象とした。

2 監査対象部局

政策財政部政策推進室

3 請求人の証拠の提出及び意見陳述

平成24年10月25日に自治法第242条第6項の規定に基づき請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、請求人から新たな証拠の提出があった。

4 関係職員の陳述及び事情聴取

- (1) 平成24年10月25日に関係職員が自治法第242条第7項に規定に基づき請求に対する陳述を行うとともに、請求人の立会いを認めた。

陳述を行った者 政策財政部 政策推進室室長

同室 副主幹

- (2) 平成24年11月7日に政策財政部政策推進室室長及び同室副主幹に対し事情聴取を行った。

5 事実関係の確認

- (1) 本件委員会等の概要

ア 高槻市事業公開評価会

(ア) 設置目的等

本評価会は、市の事務事業の評価をより多角化し、客観性を担保することにより、既存事業の見直しを進め、以って効果的かつ効率的な市政運営の推進を図るために実施する市民等による事務事業の評価を行う機関（高槻市事業公開評価会実施要綱第1条）である。

評価の実施は、公開の場において、評価対象事業について、評価者と職員との質疑並びに評価者間の議論を踏まえた評価をコーディネーターのもとで行うものとされ、コーディネーターの役割は、質疑や議論が円滑に行われるよう進行管理を行い、評価者各自の意見の総括を行うこと、市長が対象事業を選定するにあたり助言等を行うことである。

構成は、市民及び学識経験者からなる評価者6人以内及びコーディネーター1人である。

- (イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額9,100円である。

監査対象期間内での支出内容は次のとおりであり、報償費で支出されている。

区分	金額	支払日
評価者	200,200円	平成24年11月7日
コーディネーター	63,700円	平成24年11月15日

イ (仮称)安満遺跡芝生公園整備構想検討会

(ア) 本検討会は、(仮称)安満遺跡芝生公園整備構想の策定に向け、専門的な幅広い観点から検討するため、設置されるもの((仮称)安満遺跡芝生公園整備構想検討会設置要綱第1条)で、所掌事務は、整備構想の策定に関する事その他整備構想の検討のために必要な事項に関する事である。

組織は、学識経験者その他市長が必要と認める者4人以内の委員で構成され、委員の互選による会長を置く合議制の機関である。

本検討会は平成24年8月6日に設置され同年10月16日に廃止された。この間、会議の開催はない。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額9,100円である。

監査対象期間内での支出はない。

ウ (仮称)安満遺跡芝生公園市民ワークショップ

本ワークショップは、(仮称)安満遺跡芝生公園整備構想の検討に当たり市民の幅広い意見を聴取するため開催され、その役割は整備構想の検討にあたって方向性を見出すため、公募の市民スタッフ20人が公園づくりについて意見交換を行うことである。市民スタッフは無償である。

エ 高槻市営バス営業所売上金不明事案特別調査員

(ア) 設置目的等

本特別調査員は、市長又は市長の指示を受けた者に対し、市営バス営業所売上金不明事案に係る調査に関し専門的な指導及び助言等を行う者で、職員の身分を有せず、市長が書面により依頼するとされている(高槻市営バス営業所売上金不明事案特別調査員の依頼等に関する要綱第1条~第3条)。

指導及び助言等の方法は、市が特別調査員の指導及び助言等を受けると認めるときに、原則、市庁舎内で職員が対面で指導及び助言等を受けるとされ、その業務時間数に応じ同要綱で定める額の謝礼が支給されるものである。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は職務を行った時間に応じて支払われ、最低額は2時間以下で22,000円、最高額は4時間超で55,000円である。

監査対象期間内での支出内容は次のとおりであり、報償費で支出されている。

金額	支払日
891,000円	平成24年6月22日
352,000円	平成24年7月31日

オ 高槻市特別顧問

(ア) 設置目的等

本特別顧問は、市長が市の重要な政策課題の解決及び行財政改革の一層の推進を図り、もって市政のさらなる発展と活性化に資するため、市政全般にわたり、有識者から政策的又は専門的事項に関し意見を聴取し、又は助言を求めるために設置されるものである（高槻市特別顧問の依頼に関する要綱第1条及び第2条）。

市長は、意見聴取し、又は助言を求めるため、有識者に対して特別顧問として適宜協力を依頼するものとされ、また、意見を聴取し、又は助言を求める場合は、原則、対面により行うとされ、必要に応じて電話、電子メールその他の通信手段を用いることができることとされている。特別顧問の人数は7人以内である。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額15,000円である。

監査対象期間内での支出内容は次のとおりであり、報償費で支出されている。

業務履行日	金額	支払日
平成24年4月23日	75,000円	平成24年5月15日

カ 高槻市交通部に関する特別改革検討員

(ア) 設置目的等

本特別改革検討員は、市が行う交通部の組織体制及び人事制度、運営その他市長が必要と認める交通部に関する改革について、専門的見地からの意見聴取等を行うことを趣旨として設けられ、市長又は市長の指示を受けた者に対し、改革の専門的事項に関する指導及び助言等を行う者で、職員の身分を有しない者である（高槻市交通部に関する特別改革検討員の依頼等に関する要綱第1条及び第2条）。

市が特別改革検討員の指導及び助言等を受ける必要があるときは、原則、市職員が対面により行うとされ、必要に応じて電話、電子メールその他の通信手段を用いて行うことができるとされている。

（イ） 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は職務時間に応じて支払われ、最低額は2時間以下で22,000円、最高額は4時間超で55,000円である。

監査対象期間内での支出内容は次のとおりであり、報償費で支出されている。

業務履行日	金額	支払日
平成24年7月12日	165,000円	平成24年9月14日
平成24年7月26日	132,000円	
平成24年8月15日	165,000円	平成24年9月28日
平成24年8月28日	132,000円	
平成24年9月10日	132,000円	平成24年10月23日
平成24年9月18日	66,000円	
平成24年9月24日	132,000円	
平成24年10月1日	66,000円	

キ 高槻市建設事業再評価委員会

（ア） 設置目的等

本委員会は、市が実施する国土交通省及び農林水産省が所管す

る国庫補助事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため設置されるものである（高槻市建設事業再評価委員会設置要綱第1条）。

所掌事務は、再評価対象事業のうちから審議対象事業を抽出し、審議し、市長に意見具申を行うことであり、組織は、学識経験者6人以内の委員で構成され、委員の互選による委員長を置く機関である。意見具申は、委員長が各委員の意見を取りまとめて行うものである。

平成20年10月29日を最後に開催はなく、平成24年11月9日に本評価委員会は、廃止された。

（イ） 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額9,100円である。

監査対象期間内での謝礼金の支出はない。

ク 高槻ブランド推進会議

（ア） 設置目的等

本推進会議は、高槻の地域資源が他地域との優位性を確保し、市民が誇りや愛着を持てる高槻ブランドの推進を図ることを目的として設置されるものである（高槻ブランド推進会議設置要綱第1条）。

所掌事務は、高槻ブランド推進に関する手法の検討、調査、研究等であり、組織は、個人並びに企業、団体及び学校等に所属する者並びに市職員等の31人以内の委員で構成され、委員の互選による委員長を置く機関である。

平成23年7月22日を最後に開催はなく、平成24年10月24日に本推進会議は、廃止された。

（イ） 謝礼金の額及びその支出状況等

無償である。

ケ 高槻市行財政改革懇話会

（ア） 設置目的等

本懇話会は、社会経済情勢の変化に即応した簡素で効率的な行

財政運営を推進するに当たり、市が取り組むべき行財政改革の方策について幅広く意見を求めるため設置されるものである（高槻市行財政改革懇話会設置要綱第1条）。

所掌事務は、行財政改革大綱の見直し及び行財政改革の進捗状況に関し意見具申するものとされ、組織は、市議会議員、学識経験者、市民等の12人以内の委員で構成され、委員の互選による会長及び副会長を置く機関である。

平成24年11月8日に本懇話会は、廃止された。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況

謝礼金の額は、日額9,100円である。

監査対象期間内での支出内容は次のとおりであり、報償費で支出されている。

開催日	金額	支払日
平成23年11月24日	81,900円	平成23年12月8日
平成24年2月23日	72,800円	平成24年3月8日

コ 高槻市指定管理者選定委員会

(ア) 設置目的等

本選定委員会は、公の施設における指定管理者制度導入の適否を検討し、並びに指定管理者の候補者選定の公正性及び透明性を確保するため設置されるものである（高槻市指定管理者選定委員会規程第1条）。

所掌事務は、指定管理者制度の導入に関すること、指定管理者の公募に関すること、指定管理者の候補者の選定に関すること等である。

組織は、副市長を含め5人の内部委員及び学識経験者の外部委員3人以内の計8人以内の委員で構成され、政策財政部所管の副市長を委員長、他の副市長を副委員長とする機関である。また、内部に市職員を構成員とする幹事会を置き、幹事会は、本選定委員会の所掌事務（指定管理者制度の導入に関することを除く。）

について検討調整し、立案するとされている。

平成24年11月6日に本選定委員会は、廃止された。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額9,100円である。

監査対象期間内での支出内容は次のとおりであり、報償費で支出されている。

開催日	金額	支払日
平成23年9月20日	18,200円	平成23年9月30日
平成23年11月1日	27,300円	平成23年11月15日
平成24年5月21日	18,200円	平成24年5月31日
平成24年7月23日	9,100円	平成24年7月31日

サ 高槻市地域情報化推進市民会議

(ア) 設置目的等

本市民会議は、高度情報化の進展に対応した市の地域情報化を適切に推進するために設置されるものである（高槻市地域情報化推進市民会議設置要綱第1条）。

所掌事務は、地域情報化計画の推進及び地域情報化に関し、協議し、助言を行うものであり、組織は、学識経験者、市民代表者及び企業関係代表者の外部委員と市長が適当と認める者（総務部長及び市長公室長の内部委員）7人以内の委員で構成され、委員の互選による会長及び副会長を置く機関である。

平成24年11月9日に本市民会議は、廃止された。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況

謝礼金の額は、日額9,100円である。

監査対象期間内での支出内容は次のとおりであり、報償費で支出されている。

開催日	金額	支払日
平成23年11月14日	45,500円	平成23年11月14日

シ 高槻市入札等監視委員会

(ア) 設置目的等

本委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、第三者の意見を反映することにより、入札及び契約手続きの透明性の確保及び適切な執行をさらに図るために設置されるものである（高槻市入札等監視委員会設置要綱第1条）。

事務は、入札・契約手続きの運用状況等に関すること、市発注工事のうち本委員会が指定した工事に関し一般競争入札等参加資格の設定基準や指名競争入札に係る指定基準等に関すること、市発注工事の入札・契約に関する再苦情申立てに係る申立て理由に関することについて審議を行い、必要に応じて市長に意見具申することである。

組織は、学識経験等を有する者3人の委員で構成され、委員の互選による委員長を置く機関である。

平成24年11月9日に本委員会は、廃止された。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額9,100円である。

監査対象期間内での支出内容は次のとおりであり、報償費で支出されている。

開催日	金額	支払日
平成23年11月18日	27,300円	平成23年11月30日
平成24年2月10日	27,300円	平成24年2月22日
平成24年3月2日	27,300円	平成24年3月15日
平成24年5月11日	27,300円	平成24年5月23日
平成24年9月5日	27,300円	平成24年9月14日

ス 高槻市市民協働のまちづくり事業選考委員会

(ア) 設置目的等

本選考委員会は、市民協働のまちづくり事業へ応募された提案事業を厳正かつ公平に選考することを目的に設置されるもの（高槻市市民協働のまちづくり事業選考委員会設置要綱第1条）で、所掌事務は、市民公益活動団体等から提案された事業企画内容等を選考し、適切な協働事業候補を市長に報告すること等である。

組織は、外部委員（関係団体からの推薦者及び学識経験者）及び内部委員（市職員）10人以内の委員で構成され、委員の互選による委員長及び副委員長を置く機関である。

平成22年7月2日を最後に開催されておらず、平成24年3月30日に本選考委員会は、廃止された。

（イ） 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額9,100円である。

監査対象期間内での謝礼金の支出はない。

セ 高槻市老人ホーム入所判定委員会

（ア） 設置目的等

本判定委員会は、老人ホームの入所措置の実施に資するため、福祉事務所に設置される機関であり、福祉事務所長は本判定委員会の報告を勘案して入所措置等を決定することとされている（高槻市老人ホーム入所判定委員会設置要綱第1条）。

所掌事務は、老人ホーム入所及び入所継続の要否の判定審査、入所を要しないとされた者に対する在宅老人福祉対策事業の利用等の検討、その審議結果等の福祉事務所長への報告である。

組織は、保健所長、老人ホームの施設長、市医師会長、長寿生きがい課長及び地域包括支援センターの長又はこれら長からの推薦者並びに福祉事務所長が必要と認める者（老人福祉法現業員及び学識経験者）10人以内の委員で構成され、委員の互選による座長を置く機関である。

平成24年11月13日に本判定委員会は、廃止された。

（イ） 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額9,100円である。

監査対象期間内での支出内容は次のとおりであり、報償費で支出されている。

開催日	金額	支払日
平成 24 年 3 月 23 日	27,300 円	平成 24 年 4 月 13 日
平成 24 年 7 月 27 日	27,300 円	平成 24 年 9 月 28 日

ソ 高槻市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会

(ア) 設置目的等

本運営委員会は、高齢者虐待防止ネットワーク運営事業（市内の関係団体、委員及び機関等で、高齢者虐待防止のための事業を円滑に推進するための組織）の効率的な運営を図るために設置されるものである（高槻市高齢者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱第 1 条及び第 5 条）。

所掌事務は、ネットワーク運営及び管理、地域住民への広報及び普及活動の検討、関係者間での連絡網の形成、高齢者虐待防止策の検討、事業実施の評価及び見直し等である。

組織は、市民生委員児童委員協議会、市医師会、市コミュニティ市民会議、高槻警察、市消防本部、市社会福祉協議会などからの選出者 15 人の委員で構成され、委員の互選による会長及び副会長を置く機関である。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額 9,100 円である。

監査対象期間内での支出内容は次のとおりであり、報償費で支出されている。

開催日	金額	支払日
平成 24 年 2 月 27 日	36,400 円	平成 24 年 3 月 15 日

タ 高槻市立障害者福祉センター運営協議会

(ア) 設置目的等

本運営協議会は、高槻市立障害者福祉センター条例施行規則第

5条「市長は、センターの運営に際し、その効果的推進を図るため関係者の意見を尊重し、これを行うものとする」との規定に基づき、障害者福祉センター事業運営の効果的推進を図るために設置されるものである（高槻市立障害者福祉センター運営協議会要綱第1条）。

所掌事務は、センター事業の運営及びセンター利用計画を協議することであり、組織は、学識経験者、市社会福祉協議会、障害者団体などからの選任者15人以内の委員で構成され、委員の互選による会長及び副会長を置く機関である。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額9,100円である。

監査対象期間内での支出内容は次のとおりであり、報償費で支出されている。

開催日	金額	支払日
平成24年4月27日	91,000円	平成24年4月27日

チ 地域包括支援センター運営協議会

(ア) 設置目的等

本運営協議会は、地域包括支援センターの適正な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため設置されるもの（地域包括支援センター運営協議会設置要綱第1条）で、所掌事務は、センターの担当する区域の設定等のセンターの設置等に関する事項の承認、定期的又は必要時の事業内容の評価等のセンターの運営に関すること等である。

組織は、附属機関である高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員で構成され、同分科会が運営協議会の役割を担うこととされ、会長（同分科会会長の兼務）を置く機関である。

平成24年11月12日に本運営協議会は、廃止された。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額9,100円である。

監査対象期間における開催日は、平成24年2月24日及び同年7月6日であるが、当該日は同分科会が開催され、分科会の委員に対し報酬が支払われたため、本運営委員会の委員の謝礼金の支出はない。

ツ 健康たかつき21推進会議

(ア) 設置目的等

本推進会議は、「健康たかつき21」を推進し又は進捗状況を把握するにあたり、学識経験者、保健医療関係者等の意見を求めるため設置されるもの（健康たかつき21推進会議設置要綱第1条）で、所掌事務は「健康たかつき21」の進捗状況について評価し、広範な分野から意見を述べるものである。

組織は、市民代表、学識経験者、保健・医療関係者、教育関係者並びに関係団体及び議会からの代表者15人以内の委員で構成され、委員の互選による議長及び副議長を置く機関である。

平成24年8月31日に本推進会議は、廃止された。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額9,100円である。

監査対象期間内での支出内容は次のとおりであり、報償費で支出されている。

開催日	金額	支払日
平成24年2月21日	118,300円	平成24年3月8日
平成24年8月28日	109,200円	平成24年9月14日

テ 高槻市小児慢性特定疾患対策協議会

(ア) 設置目的等

本協議会は、小児慢性特定疾患に関する対策事業の適正かつ円滑な推進を図るため設置されるもの（高槻市小児慢性特定疾患対策協議会設置要綱第1条）で、小児慢性特定疾患等の難病対策事業に関すること、小児慢性特定疾患治療研究事業の適正な執行に関すること等について協議することである。

組織は、学識経験者 7 人以内の委員で構成され、委員の互選による会長を置く機関である。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

監査対象期間における開催日は、平成 24 年 6 月 15 日であるが、同日は、本協議会の委員が兼務する小児慢性特定疾患認定審査会が開催され、同審査会から謝礼金が支払われたため、本協議会の謝礼金の支出はない。

ト 高槻市予防接種運営委員会

(ア) 設置目的等

本運営委員会は、予防接種業務を円滑に推進することを目的に設置され（高槻市予防接種運営委員会要綱第 1 条）、職務は、予防接種年間実施計画及び運営方法に関する事、使用ワクチンに関する事等について協議するものである。

組織は、市医師会並びに大学附属病院及び大学医師会からの選任者 7 人の委員で構成され、委員の互選による委員長及び副委員長を置く機関である。

平成 24 年 11 月 9 日に本運営委員会は、廃止された。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額 9,100 円である。

監査対象期間内での支出内容は次のとおりであり、報償費で支出されている。

開催日	金額	支払日
平成 24 年 2 月 13 日	36,400 円	平成 24 年 2 月 22 日

ナ 高槻市予防接種健康被害調査委員会

(ア) 設置目的等

本調査委員会は、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資することを目的として設置され（高槻市予防接種健康被害調査委員会要綱第 1 条）、職務は、予防接種による健康被害に関し医学的な見地から調査を行うものである。

組織は、市医師会、大学附属病院及び大学医師会、市保健所及び大阪府等推薦医師 10 人の委員で構成され、委員の互選による委員長及び副委員長を置く機関である。

平成 24 年 11 月 9 日に本調査委員会は、廃止された。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額 9,100 円である。

監査対象期間内での支出内容は次のとおりであり、報償費で支出されている。

開催日	金額	支払日
平成 23 年 9 月 26 日	36,400 円	平成 23 年 10 月 7 日

二 高槻市地域子育て支援拠点事業ひろば型運営団体選考委員会

(ア) 設置目的等

本選考委員会は、地域子育て支援拠点事業ひろば型運営団体への補助金交付に際し、その団体の選考を適正に行うため設置され（高槻市地域子育て支援拠点事業ひろば型運営団体選考委員会設置要綱第 1 条）、所掌事務は、適切な運営団体候補を選考し、市長に報告することである。

組織は、市社会福祉協議会及び市民生委員児童委員協議会からの推薦者、学識経験者並びに内部職員として関係部長 7 人の委員で構成され、委員の互選による委員長及び副委員長を置く機関である。

平成 22 年 8 月 25 日を最後に会議は開催されておらず、平成 24 年 11 月 9 日に本選考委員会は、廃止された。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額 9,100 円である。

監査対象期間内での謝礼金の支出はない。

又 高槻市地域新エネルギービジョン策定委員会

(ア) 設置目的等

本策定委員会は、市の地域特性を踏まえ、環境への負荷が少な

い新エネルギーの導入等について、その指針となる地域新エネルギービジョンを策定するために設置されるもので（高槻市地域新エネルギービジョン策定委員会設置要綱第1条）、職務は、ビジョンの策定に係る調査、新エネルギー導入の方策等について審議することである。

組織は、学識経験者、産業関係者、市民活動団体等の代表者、エネルギー供給事業者、市民等15人以内の委員で構成され、委員の互選による会長及び副会長を置く機関である。

委員の任期は、平成19年3月31日までとされ、以後委嘱は行われず、平成24年3月29日に本策定委員会は、廃止された。

（イ） 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額9,100円である。

監査対象期間内での謝礼金の支出はない。

ネ 高槻市地球温暖化対策実行計画協議会

（ア） 設置目的等

本協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく、たかつき地球温暖化対策アクションプランを推進するため、同法第20条の4に規定する地方公共団体実行計画協議会として設置されるものである（高槻市地球温暖化対策実行計画協議会設置要綱第1条）。

所掌事務は、アクションプランの策定及び見直しに関し協議すること、アクションプランの実施に係る連絡調整等である。

組織は、学識経験者、産業等関係者、市民活動団体等の代表者、地球温暖化防止活動推進員、公募市民、関係行政機関その他市長が必要と認める者14人以内の委員で構成され、委員の互選による会長及び副会長を置く機関である。

平成24年11月6日に本協議会は、廃止された。

（イ） 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額9,100円である。

監査対象期間内での支出内容（費用弁償を含む）は、次のとお

りである。

開催日	金額	支払日
平成 23 年 12 月 22 日	72,800 円	平成 24 年 1 月 13 日
平成 24 年 2 月 10 日	64,600 円	平成 24 年 2 月 22 日
平成 24 年 8 月 22 日	81,900 円	平成 24 年 9 月 14 日

ノ 高槻市採石等公害防止対策協議会

(ア) 設置目的等

本協議会は、採石事業等に伴う公害の防止を図り、もって地域住民の生活環境の保全に寄与するため設置され（高槻市採石等公害防止対策協議会規約第 2 条）、事業は、採石事業等に伴う公害の防止について協議しその解決を図ること、採石事業による採石、岩石及び土砂等の搬出入に伴うダンプ公害を除去するための調査及び研究を行うこと、採石事業関係行政機関との連絡調整に関すること等である。

組織は、関係地区住民代表、関係行政機関の代表又はその構成員、関係市議会議員代表、採石事業者及び関連産業者代表等 35 人以内の委員で構成され、委員の互選による会長及び副会長を置く機関である。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額 9,100 円である。

監査対象期間内での支出内容（費用弁償を含む）は次のとおりであり、報償費で支出されている。

開催日	金額	支払日
平成 23 年 11 月 17 日	36,400 円	平成 23 年 11 月 30 日
平成 23 年 11 月 25 日	45,500 円	平成 23 年 12 月 8 日
平成 24 年 7 月 24 日	101,340 円	平成 24 年 8 月 24 日

ハ 高槻市障害児就学指導委員会

(ア) 設置目的等

本委員会は、児童、生徒の適正な就学を図るため、市教育委員会に置かれる機関であり（高槻市障害児就学指導委員会規則第1条）、業務は、市立小・中学校に特別支援校内委員会を設置し、指導委員会に資料の提出を求め、これに基づき協議し、意見書を作成し、教育委員会に具申することである。

組織は、市立小・中学校の教職員、市内の教育関係団体の代表者、関係行政機関の職員、専門医及び学識経験者20人以内で構成され、委員の互選による委員長及び副委員長を置く機関である。

平成24年10月4日に本委員会は、廃止された。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

委員の謝礼金の額は、日額7,000円である。

監査対象期間内での支出内容は次のとおりであり、報償費で支出されている。

開催日	金額	支払日
平成23年10月7日他	49,000円	平成23年12月21日
平成23年12月1日他	28,000円	平成24年1月23日
平成24年1月16日	7,000円	平成24年3月15日
平成24年2月13日	7,000円	平成24年3月23日

ヒ 高槻市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

(ア) 設置目的等

本委員会は、市教育委員会が、高槻市立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択の公正かつ適正な実施を図ることを目的として設置され（高槻市立義務教育諸学校教科用図書採択規則第1条）、任務は、教育委員会の諮問により義務教育諸学校の教科用図書の調査及び研究を行い、その選定に対して教育委員会に意見を答申することである（高槻市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程第2条）。

組織は、内部委員（教育委員会事務局職員3人、市立義務教育諸

学校の校長 4 人及び教員 9 人)及び外部委員(市立小、中学校の在籍児童生徒の保護者 4 名)の計 20 人の委員で構成され、委員の互選による委員長及び副委員長を置く機関である。

(イ) 謝礼金の額及びその支出状況等

謝礼金の額は、日額 5,000 円である。

監査対象期間内での謝礼金の支出はない。

(2) 本件委員会等に係る委員等の謝礼金の支出について

附属機関の委員その他の構成員は、自治法第 202 条の 3 第 2 項の規定により非常勤とされ、同法第 203 条の 2 第 4 項の規定により、その報酬及び費用弁償の額及び支給方法は条例で定めなければならないことから、市では、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(以下「特別職報酬条例」という。)により委員の報酬及び費用弁償を支給している。一方、本件委員会等に係る委員等の謝礼金は、特別職報酬条例が適用されないことから、附属機関の委員の報酬額に準じて、予算措置に基づき報償金として支出している。

第 4 監査の結果

1 私的諮問機関及び附属機関めぐる裁判例について

本件委員会等には、いわゆる「私的諮問機関」といわれるものがある。

私的諮問機関は、高度化、専門化する行政需要に迅速に対応するため、専門的知識の導入、公平性や公正性の確保、利害関係の調整、政策形成過程における市民参画の仕組みとして、また、議会の議決を要せず、その構成員の身分も非常勤の公務員とせず、いわばフットワークのよい仕組みとして多用され、行政執行において一定の役割を担ってきた。このことは多くの自治体で、多種多様の私的諮問機関が存在することからも容易に判断できる。

市では、私的諮問機関と附属機関との区別を明確にするため、私的諮問機関については、「審査会」、「審議会」、「調査会」あるいは「諮問」、「答申」という附属機関としての自治法上の用語を使用せず、「懇話会」、「委員会」、あるいは「意見聴取」、「意見具申」等の用語を使用してきたことが認められる。

私的諮問機関については一定の範囲でこれを認める学説も存在するが、附属機関に関するこれまでの地裁、高裁での判決は、「調停」、「審査」、「諮問」あるいは「調査」の文字的解釈により、これらの作用をする機関を一律的に附属機関に当たると判示している。

この点について、さいたま地裁平成14年1月30日判決では、附属機関とは、執行機関の要請により、行政執行のために必要な資料の提供等行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関を総称するもので、その名称は問わないとし、「審査」とは、特定の事項について判定ないし結論を導き出すために内容を調べること、「諮問」とは、特定の事項について意見を求めることを指す比較的広い外延を有する概念であると判示し、附属機関の概念を広義に捉えていることから、従前、私的諮問機関として扱われていた機関が附属機関として評価され得ることにもなる。しかしながら、一定の意見の集約を行ったとしてもこれを答申として執行機関に提出するものでないものや委員等に専門的な意見を求めるため、あるいは公正性や透明性を確保する等のため外部委員が含まれるとしても、その機関の主体はあくまでも内部職員により構成される内部機関である場合には、もとより附属機関としての評価を受けるものではないと思われる。

2 判断

以下、附属機関に関する判例を斟酌の上、本件委員会等についての附属機関の該当性等について判断する。なお、(仮称)安満遺跡芝生公園整備構想検討会については当該設置の根拠となる要綱が廃止され会議の開催がなく、会議の内容が把握できないこと、高槻ブランド推進会議、高槻市建設事業再評価委員会、高槻市市民協働のまちづくり事業選考委員会、高槻市地域子育て支援拠点事業ひろば型運営団体選考委員会及び高槻市地域新エネルギービジョン策定委員会については、監査対象期間での本件公金支出がなく、その設置根拠となる要綱等が廃止され、今後、本件公金支出が行われないことが明らかなことから、本件監査の対象から除外した。

(1) 附属機関に該当しない機関等

次のアからエまでの機関等は附属機関に当たらないと判断した。

ア 民法上の委任契約によるもの

次のものは、契約書は作成されていないものの、要綱において、当該職務を依頼するものと規定され、職員の身分を有しないものであり、受任者が個々にその依頼された職務を行うことから、その実質は、民法上の委任契約に基づき当該職務を遂行するものであると認められる。

(ア) 高槻市営バス営業所売上金不明事案特別調査員

(イ) 高槻市特別顧問

(ウ) 高槻市交通部に関する特別改革検討員

イ 協議機関

次の機関は、事務事業の実施及び運営に当たり、その実施等に当たる関係機関等が一堂に会し協議し、今後の事務事業の方向性等を決定するための機関であり、一定の意見集約を行うものの、これを答申として執行機関に提出するものではないと認められる。

(ア) 高槻市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会

(イ) 高槻市小児慢性特定疾患対策協議会

(ウ) 高槻市予防接種運営委員会

(エ) 高槻市採石等公害防止対策協議会

ウ 意見聴取等の機関

次の機関は、事務事業の実施及び運営に当たり、個々の委員から様々な意見を聴取し、委員相互の意見交換や事業の評価を得ることを主眼としたものであり、一定の意見集約を行ったとしても、これを答申として執行機関に提出するものではないと認められる。

(ア) (仮称)安満遺跡芝生公園市民ワークショップ

(イ) 高槻市事業公開評価会

(ウ) 高槻市立障害者福祉センター運営協議会

(エ) 健康たかつき21推進会議

エ 内部機関

次の機関は、委員の大半が内部職員により構成され、あるいは内部職員が当該組織の委員長等の職に就くことがあらかじめ要綱等で定められており、学識経験者等の外部委員は、当該組織の運営においてより

専門的な立場からの意見を得るために、あるいは公正性、透明性を確保するために当該機関に参画することが認められ、その実質は、内部職員による検討、調査等の機関であると認められる。

(ア) 高槻市指定管理者選定委員会

(イ) 高槻市障害児就学指導委員会

(ウ) 高槻市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

(2) 附属機関に該当しないとした機関等に係る本件公金支出について

上記第4の2(1)の附属機関に該当しないとした機関等に係る本件公金支出については、適法に成立した予算に基づき執行されたもので、もとより支出の違法不当性はない。

(3) 附属機関との評価を受け得る機関

次に掲げる組織は、私的諮問機関として位置づけられているものの、構成員としての外部委員の存在や附属機関に関する判例に照らし、その運用の仕方如何によっては、附属機関として機能を果たす可能性があり、附属機関であるとの評価を受け得ると認められる。

ア 高槻市行財政改革懇話会

イ 高槻市入札等監視委員会

ウ 高槻市地域情報化推進市民会議

エ 高槻市老人ホーム入所判定委員会

オ 地域包括支援センター運営協議会

カ 高槻市予防接種健康被害調査委員会

キ 高槻市地球温暖化対策実行計画協議会

(4) 附属機関との評価を受け得るとされる機関に係る本件公金支出の違法性について

上記第4の2(3)の附属機関との評価を受け得るとされる機関に係る謝礼金等については、特別職報酬条例に基づかない支出として違法との評価を受け得る。しかしながら、仮に違法との評価を受けるとしても当該機関の委員等としての任務が適切に遂行され、当該任務の遂行によって、市は意見等の役務の提供を受け、少なからずその意見等が市の行政執行に反映されていること、その謝礼金等の額も特別職報

酬条例で定める附属機関の委員の報酬等の額に準じて定められており、しかも適法に成立した予算において支出されていることからすれば、謝礼金等の支出はもとより資料費等の支出についても市の損害はないというべきである。なお、当該機関については、本件監査時において、すべて廃止されていることから、今後、当該機関に係る本件公金支出はないものと判断する。

(5) 本件附属機関の違法性について

自治法第138条の4第3項本文では「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と定め、同第202条の3第1項では「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする」と定めるのみで、条例での規定内容についての定めはない。この点について「附属機関設置条例には、附属機関の設置と担任事項のみを規定し、その他の事項、例えば、その構成、具体的な担任事務及び運営の大綱等のすべては執行機関の定めるところに委ねることもあえて違法であるとはいえないであろう（以下略）」（新版逐条地方自治法第4次改訂版、松本英昭著457頁）とされていることから、違法不当性はないと判断する。

(6) よって、上記第4の2(2)のとおり、附属機関に該当しないとした機関等に係る本件公金支出について違法不当性はないこと、第4の2(4)のとおり、附属機関と評価され得るとされる機関に係る本件公金支出について市の損害が発生していないこと及び当該機関に係る本件公金支出が見込まれないこと並びに第4の2(5)のとおり、本件附属機関について違法不当性がないことから、本件請求に理由はなく、請求人が求める措置の必要は認められない。